

処遇改善手当支給要領

社会福祉法人のぞみ会給与規定第22条に基づき、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を原資とする手当を処遇改善手当と総称し、本要領にてその詳細を定めるものとする。

第1章 介護職員処遇改善加算

(介護職員処遇改善加算による処遇の改善)

第1条 介護職員処遇改善加算の趣旨を踏まえ、毎年度行政機関に提出する「介護職員処遇改善計画書」に記載した方法により、介護職員の処遇を改善する。

第2章 介護職員等特定処遇改善加算

(介護職員等特定処遇改善加算による処遇の改善)

第2条 介護職員等特定処遇改善加算の趣旨を踏まえつつ、社会福祉法人のぞみ会人事管理制度要綱を参照し新たにキャリアレベルを定め各キャリアレベルごとに定める額を「特定処遇改善加算手当」として支給する。

2 特定処遇改善加算調整手当は、本条第1項の範囲内において、対象職員のご利用者のQOL向上、地域社会及び法人事業への貢献に対する評価と、理念と使命の追求のため当該職員の将来的成長支援を基準に処遇改善を行うものとする。

(キャリアレベル)

第3条 本要綱第2条にあるキャリアレベルを次の通り定める。キャリアレベル決定については、決定プロセスに公平・公正、透明性を担保するため、上位職複数人での協議の上、人事評価等の根拠を元に推薦者を決定し、理事長に提案する。また、キャリアレベル変更についても同様とする。

① 経験・技能を有する介護職員

キャリアレベル A : 介護福祉士資格を有する者の中から、役割資格等級が指導職1級又は2級の者、また、当法人において正規介護職員として10年以上勤務（休職期間等を除く）した者、役割資格等級が総合職1級の者でキャリアレベルA相当の経験・技能・知識を有していると理事長が認めた者。

② その他の介護職員

キャリアレベル B-1 : 役割資格等級に関係なく介護福祉士資格を有する者
キャリアレベル B-2 : キャリアレベルA及びB-1に属さない、常勤介護職員

キャリアレベル B-3 : 短時間勤務の介護職員

③ その他の職種

キャリアレベル C : キャリアレベルA、Bに該当しない常勤職員であり、特に理事長が支給を必要と認めた介護周辺業務にかかる者
但し、該当期間における年収が440万円を超える者は除くものとする

(特定待遇改善加算手当)

第4条 特定待遇改善加算手当の額はキャリアレベルごとに次の通り定める。

キャリアレベル	内容	手当の額
A	経験・技能を有する介護職員	月額 20,000 円
B-1	その他の介護職員	月額 10,000 円
B-2		月額 6,000 円
B-3		時間あたり 30 円
C	その他の職種	月額 8,000 円

(特定待遇改善加算手当の特別支給)

第5条 特定待遇改善加算手当は理事長の判断のもと、事業の安定と職員待遇のバランスを調整するため介護職員等特定待遇改善加算の対象外となる職員及び対象外事業に従事する職員にも支給することがある。

(特定待遇改善加算調整手当)

第6条 介護職員等特定待遇改善加算の算定額の年度合計見込額（確定額）に対し、本条に定め毎月支給する特定待遇改善加算手当の年間合計見込額が下回ると見込まれるときは、あらかじめ行政機関に提出した「介護職員等特定待遇改善計画書」に記載した賃金改善期間の最終月に一時金として特定待遇改善加算調整手当を支給することがある。

2 特定待遇改善加算調整手当の計算方法方は次のとおりとする。

- ・ 特定待遇改善加算額の内未分配の残額 : X
 - ・ キャリアレベルA及びB-1、B-2に該当する者の内、分配時期前2回の法人内人事管理制度における人事考課にてS評価を受けた合計人数 : s
 - ・ キャリアレベルA及びB-1、B-2に該当する者の内、分配時期前2回の法人内人事管理制度における人事考課にてA評価を受けた合計人数 : a
- ① キャリアレベルA及びB-1、B-2に該当する者の内、分配時期前2回の法人内人事管

理制度における人事考課にてS評価を受けた者への特定処遇改善加算調整手当の額

$$X \div (s \times 1.5 + a) \times 1.5$$

② キャリアレベルA及びB-1、B-2に該当する者の内、分配時期前2回の法人内人事管理制度における人事考課にてA評価を受けた者への特定処遇改善加算調整手当の額

$$X \div (s \times 1.5 + a)$$

3 特定処遇改善加算調整手当の額は本条の定めるところにより計算した額が、厚生労働省の定める基準に適合しない場合は同基準に則り調整することがある。

4 特定処遇改善加算調整手当の額について特に理事長が必要と判断した場合は、特定処遇改善加算制度及び本要領の趣旨の範囲内でその額を調整することがある。

5 特定処遇改善加算調整手当の額について未配分等の残高計算により、下限額を下回った場合には、調整手当一時金の額を下限値まで調整することができる。

評価値	調整手当一時金	
S評価の者	下限値	100,000円
A評価の者	下限値	50,000円

(特定処遇改善加算に係る実績報告)

第7条 特定処遇改善手当及び特定処遇改善調整手当は令和元年12月支給給与から新たに支給する手当であり、手当額の全額を介護職員等特定処遇改善額とする。

但し、加算対象外事業に従事する職員及びキャリアレベルCの内年収440万円を超える職員若しくは手当により超えることとなる職員に支給する額は介護職員等特定処遇改善加算の実績額には含まないものとする。また、非常勤職員においてその者が常勤職員であったと仮定し換算した年収総額が440万円を超える場合も同様とする。

(特定処遇改善加算の改廃)

第8条 特定処遇改善手当及び特定処遇改善調整手当は介護職員等特定処遇改善加算を原資とする特別な手当てであり、介護保険法及び本手當に影響ある制度の改正や加算額(率)の変更があった場合など、やむを得ない事情により本手当を改定又は廃止することがある。

付則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。